

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

（１）借入物品の名称及び数量

鳥取県立鳥取湖陵高等学校コンピュータ実習室Ⅳパソコン等 一式

（２）借入物品の仕様

別添鳥取県立鳥取湖陵高等学校コンピュータ実習室Ⅳパソコン等賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）借入期間

令和 3 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで

（４）納入期限

令和 3 年 9 月 30 日（木）

（５）納入場所

仕様書のとおり

（６）契約期間

契約締結日から令和 8 年 10 月 10 日まで

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２）平成 30 年鳥取県告示第 519 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

（３）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（４）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

（５）本件公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 契約をする者

鳥取市湖山町北三丁目 250
鳥取県立鳥取湖陵高等学校
校長 上原 正樹

4 契約担当部局

鳥取県立鳥取湖陵高等学校

5 配布資料

- ・仕様書
- ・入札参加資格確認書（様式第1号）
- ・納入機器の仕様調書（様式第2号）
- ・質問書（様式第3号）
- ・入札書（様式第4号）
- ・委任状（様式第5号）
- ・契約保証金免除申請書（様式第6号）

6 入札手続等

（1）入札の手続に関する担当部局

〒680-0941 鳥取市湖山町北三丁目 250

鳥取県立鳥取湖陵高等学校

電話 0857-28-0250

電子メール koryou-h@mailk.torikyo.ed.jp

（2）入札説明書等の交付方法

令和3年5月18日（火）から同月31日（月）までの間にインターネットの鳥取県立鳥取湖陵高等学校ホームページ（ウェブサイト（<http://www.torikyo.ed.jp/koryou-h/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和3年5月18日（火）から同月31日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ

（3）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（4）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年6月17日（木）午前10時30分。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月16日（水）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市湖山町北三丁目 250 鳥取県立鳥取湖陵高等学校応接室

7 入札に関する問合せの取扱い

（1）疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第3号）を作成し、電子メールにより6の（1）の場所に令和3年5月24日（月）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

（2）疑義に対する回答

（1）の質問については、令和3年5月26日（水）にインターネットの鳥取県立鳥取湖陵高

等学校ホームページ（ウェブサイト（<http://www.torikyo.ed.jp/koryou-h/>））によりまとめて閲覧に供する。

8 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、9の事前提出物を作成の上、令和3年5月31日（月）正午までに郵便又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された事前提出物は返却しない。
また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

9 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- (1) 入札参加資格確認書（様式第1号）
- (2) 2の(4)を証するもの（法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その1）の写し（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第28号）第10号様式）等）（競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。）
- (3) 納入機器の仕様調書（様式第2号）
提出に際しては、それぞれの仕様が分かる資料（カタログ等）を添付し、蛍光ペン及び付箋等で該当箇所を明示すること。
なお、仕様書の参考機種を納入する場合は、仕様が分かる資料の添付を省略することができるものとする。
- (4) 保守体制について（任意様式）
 - ア 迅速なアフターサービス、メンテナンスが可能であることを証明できる書類（メンテナンスサービス体制図、導入機器のメーカーによる支援が確約されていることが分かるもの（代理店・特約店・メーカー支援の証、パートナー証明書、サポート証明書等）を提出すること。
 - イ 入札参加業者を導入保守業者が異なる場合は、本件入札に関する機器の導入及び保守に関して、導入保守業者の支援が確約されていることが分かるものを提出すること。
 - ウ 導入保守業者が複数である場合は、保守連絡体制を統一するとともに、連絡先を特定すること。

10 資格審査について

- (1) 8の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和3年6月4日（金）までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県立鳥取湖陵高等学校長（以下「学校長」という。）に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和3年6月8日（火）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、学校長は、説明を求めた者に対して令和3年6月10日（木）までに書面により回答する。

11 入札条件

- (1) 本件入札は、紙入札により行う。
- (2) 入札書には、鳥取県立鳥取湖陵高等学校コンピュータ実習室Ⅳパソコン等一式の金額（契約期間中に要する経費の総額）を記載すること。
なお、賃貸借料の内訳は下表のとおりとし、賃貸借料の支払方法については各月の賃貸借料を

翌月に支払うこととする。

借入物品の契約期間中の賃借料総額	・ 本件調達機器の搬入、撤去、設置及び設定に要する一切の経費（借入期間終了後における撤去、搬出、データ消去及び処分等に要する費用を含む。） ・ 機器の操作説明会やメーカー派遣の技術者による講習会に係る経費 ・ 保険料 ・ 保守（修理（発注者の故意又は重大な過失による故障に係るものを除く。））、点検）に係る経費
------------------	---

- (3) 入札者は原則として、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額を入札書に記載すること（消費税及び地方消費税の不課税、非課税のものを除く。）とし、この金額を契約金額とする。
なお、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。
- (4) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (5) 入札書は、件名及び入札者名を記入し「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出すること。また、第2回目以降の入札では入札書のみを提出すること。ただし、入札書を郵送する場合は、第1回目、第2回目及び第3回目の入札書を別々の封筒に入れて封かんの上、それぞれの封筒の表に「入札書（第〇回）」（〇には該当の数字を入れること。）及び業者名を記載し郵送すること。
- (6) 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
なお、その際は、入札辞退届を、持参又は郵便等の方法により提出すること。
- (7) 入札書及び委任状の様式は、様式第4号及び第5号のとおりとすること。
- (8) 委任状の宛名及び入札書の宛名は「鳥取県立鳥取湖陵高等学校長 上原 正樹」とすること。
- (9) 再度入札は2回とする。（初度入札を含めて3回とする。）
- (10) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (11) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (12) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

13 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (4) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状（様式第

5号)を6の(1)の場所に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。

(5) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札

(6) 1案件に対して、入札書を2通以上提出した入札

(7) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

(8) その他、次に掲げる入札

ア 記名のない入札書による入札

イ 入札書を鉛筆で記載した入札

ウ 入札書の金額、氏名その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

14 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

15 契約書作成の要否

要

16 手続における交渉の有無

無

17 その他

(1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。

(2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

(3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

(4) 契約の相手方(以下「受注者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

- (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (5) 12 の（2）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第6号）を、6の（1）の場所に提出すること。